【使用者証用】　※この様式は更新・新規の場合に必要です

※処理事項	審査	交付		証の番号
	年　月　日　まで有効			

受付印

年　月　日

滋賀県東北部県税事務所長

免税軽油使用者証交付申請書

事務所又は事業所所在地（住所）	交付済 □使用者証と同じ					
業種名	農業					
フリガナ						
氏名又は名称						
この申請に応答する係及び氏名並びに電話番号	［携帯電話］　－　－ ※ご連絡する可能性がありますので、平日昼間につながる番号をご記入ください。					
機械・車輌又は設備の明細	所在地	□同上	□同上	□同上	□同上	□同上
	名称（番号）	No.	No.	No.	No.	No.
	所有者の氏名又は名称	□同上	□同上	□同上	□同上	□同上
	型式					
	軸馬力					
	燃焼方式	・直接噴射式 ・予燃焼式	・直接噴射式 ・予燃焼式	・直接噴射式 ・予燃焼式	・直接噴射式 ・予燃焼式	・直接噴射式 ・予燃焼式
	台数	台	台	台	台	台
	用途	・耕運 整地 ・刈取 脱穀 ・（　　）	・耕運 整地 ・刈取 脱穀 ・（　　）	・耕運 整地 ・刈取 脱穀 ・（　　）	・耕運 整地 ・刈取 脱穀 ・（　　）	・耕運 整地 ・刈取 脱穀 ・（　　）
年間見込所要数量		リットル	リットル	リットル	リットル	リットル
年間見込所要数量合計						リットル

誓約書

私（私共）は地方税法施行令第43条の15第15項第1号から第4号までのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

年　月　日

滋賀県東北部県税事務所長

氏名又は名称 ＿＿＿＿＿＿＿＿

第十六号の十六様式（第八条の二十八関係）

※　　免税証交付状況等			
交付年月日	計算期間	交付数量	備考
・　　・	・　　・　から ・　　・　まで		
・　　・	・　　・　から ・　　・　まで		
・　　・	・　　・　から ・　　・　まで		
・　　・	・　　・　から ・　　・　まで		
・　　・	・　　・　から ・　　・　まで		
・　　・	・　　・　から ・　　・　まで		
・　　・	・　　・　から ・　　・　まで		
・　　・	・　　・　から ・　　・　まで		
・　　・	・　　・　から ・　　・　まで		
・　　・	・　　・　から ・　　・　まで		

記　載　要　領

１．　この申請書は、新たに免税軽油使用者証の交付を申請する場合において、交付を受けようとする滋賀県東北部県税事務所長に一通提出すること。

２．　「※処理事項」及び「※免税証交付状況等」（裏面）欄は、申請者において記載することを要しないこと。

３．　この申請に応答する係については、機械、車両又は設備について詳細に説明できる者を記載すること。

４．　機械、車両又は設備の明細については、詳細に記載すること。

５．　免税証の交付を申請する者が他の者の所有に係る機械、車両又は設備を使用している場合においては、これを証する書面を添付すること。

６．　「型式」欄には、製作所名及び機械、車両又は設備の通常称されている型の名称を記載すること。

（参考）地方税法施行令第43条の15第15項

第１号　免税軽油使用者が地方税に関する法令の規定に違反したことにより地方税法第１４４条の２１第４項の規定により免税軽油使用者証及び免税証の返納を命ぜられ、その日から起算して２年を経過しない者であるとき。

第２号　免税軽油使用者が国税又は地方税の滞納処分を受け、その滞納処分の日から起算して２年を経過しない者であるとき。

第３号　免税軽油使用者が国税もしくは地方税に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は国税犯則取締法（法において準用する場合を含む。）もしくは関税法（とん税法及び特別とん税法において準用する場合を含む。）の規定により通告処分（科料に相当する金額に係る通告処分を除く。）を受け、それぞれ、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日またはその通告の旨を履行した日から起算して３年を経過しない者であること。

第４号　免税軽油使用者が法人であって、その役員のうちに１から３までのいずれかに該当する者があるとき。

（注意）＊誓約に反する事実が判明した場合には、虚偽申請（免税証の不正受給）となる可能性がありますのでご注意ください。（１０年以下の懲役または１０００万円以下の罰金）

＊免税軽油使用者証、免税証交付後に誓約に反する事実が生じた場合には、免税軽油使用者証、免税証の返納を命じられることがあります。